平成21年第2回潟上市議会定例会会議録(3日目)

○開 議 平成21年6月12日 午前10:00

○散 会 午前11:57

○出席議員(22名)

1番 千 田 2番 3番 児 玉 雄 正英 戸 田 俊 樹 春 4番 佐々木 嘉 5番 昭二郎 6番 藤 原 雄 __ 澤 井 幸 7番 佐 藤 恵佐雄 8番 9番 佐 藤 義 久 小 林 悟 赤 亚 佐. 幸 孝 10番 末次郎 11番 原 典 男 12番 藤 藤 13番 佐 藤 昇 14番 伊 藤 博 15番 伊 藤 栄 悦 16番 菅 原 久 和 17番 中 Ш 光 博 18番 鈴 木 斌次郎 克 19番 大 谷 貞 廣 20番 西 村 武 21番 堀 井 見 22番 藤 原 幸 作

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

長 Ш 光 男 副 市 長 利 行 市 石 鐙 総務部長 会計管理者 悦 伊 藤 瞖 志 門 間 錙 産業建設部長 義 光 水道局長 澤 井 昭 山 П 教育次長 鈴 木 公 悦 市民生活部長 宮 田 隆 悦 健 福祉保健部長 林 総務課長 児 玉 俊 幸 小 企画政策課長 鈴 木 司 活性化推進室長 関 谷 良 広 財政課長 村 上 護 幸 公 明 税務課長 Ш 収納課長 菅 原 龍太郎 市民課長 鈴 木 利 美 生活環境課長 藤 総合窓口センター長 秀佐男 近 進 |||上 追分出張所長 三 博 社会福祉課長 亚 重 男 浦 喜 Щ 高齢福祉課長 伊 藤 律 子 健康推進課長 伊 吉 藤 正 産業課長 藤 孝 都市建設課長 原 雄 伊 清 藤 貞 \equiv 下水道課長 浦 永 寿 総務学事課長 鎌 田 雅 樹
 幼児教育課長
 根
 一
 生涯学習課長
 瀬 下 三 男

 スポーツ振興課長
 菅 原 徳 志
 農業委員会事務局長
 田 仲 茂 隆

 選挙管理委員会事務局長
 佐々木 博 信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門 間 善一郎

平成21年第2回潟上市議会定例会日程表(第3号)

平成21年6月12日(3日目)午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

	-0	
_	hx	_

午前10時00分 開議

○議長(藤原幸作) おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長(藤原幸作) 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、7番佐藤恵佐雄議員、11番藤原典男議員、17番中川光博議員の順に行います。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番(佐藤恵佐雄) おはようございます。6月定例議会におきまして一般質問の機会 を得ましたことを、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

傍聴者の皆様、朝早くから大変御苦労さまでございます。

先に行われました市長選で無競争で当選されました石川市長、おめでとうございます。 現下の社会状況下にあって、類例のない金融・経済危機、また雇用情勢の悪化などにより市民生活にも大きな影響を及ぼしていることは現実であります。このような事態にあって、当市としてもクリアをしなければならない課題もたくさんあると思いますが、健康に留意されまして、今こそ長い間培われました行政経験をもとにリーダーシップを発揮していただき、市政発展のためにご尽力をお願いしたいと思います。

石川市長は常々、私をはじめ職員には「市民の日々の暮らしにかかわる満足度を高めていくため不断の努力と気概が求められている。また、私の一貫した政治姿勢は、現場主義を旨とした市民の目線に立った行政運営にあります」と言われております。私が感じますことは、職員の方々も市長とともに現場主義に徹し、このたびの追分地区砂利採取環境汚染問題についても残された課題はあるにしても、追分西地区内の廃土埋め立てを心配する会、地域住民の不安の声に即対応し、潟上市と県が連携し、土砂の搬入中止を求める勧告や指導を行ったことに、業者も不備があったと認めて大いに反省しており、現在中止を行っており、心配する会の声に当局の今後の対応いかんによっては大きな成果・期待をしておるところでございます。

市民生活の向上についても日々努力されております姿を拝見するに大変力強いことであり、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。これからも市民の声なき声に耳を傾け、さらなる市民生活の満足度を高めていただきたいと望むものであります。

それでは通告に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

はじめに、新庁舎建設についてでありますが、時代の背景の中で市町村の大合併という大きな目的に向かって新市の将来構想を掲げ、住民説明会、住民アンケート、まちづくりシンポジウム、そして合併協議会、新市建設計画等々行い、平成17年3月22日、活き生き3万6,000人の夢づくりに向かってスタートした潟上丸も、はや5年めを迎えました。この間、メリット・デメリットの声もある中で分庁方式を取り、いずれの庁舎にも総合窓口サービスを設けるなど、追分出張所を含め住民サービスの低下を来さないよう努力されてきましたことは、地域に根ざした行政運営そのものであり、大いに評価されるものと思います。

5月21日の全員協議会において、潟上市役所庁舎建設検討委員会の報告書および新庁舎建設基本構想について説明を受ける中で、現庁舎が抱える問題を解決するに新たな行政需要への対応、行政サービスの向上、効率性・経済性への対応、災害への対応の各事項を目指す拠点施設である庁舎建設の必要性、また、現在の3庁舎にかかわる維持管理費が本庁方式にすることにより年間5,000万円近い財政負担の軽減ができるなどのメリットがあり、建設時期に来ていることは言うまでもありません。ただ、潟上市民全体にかかわる地域住民の利便性を考えるに率直に言って考えさせられるものがありましたので、そのことについてお聞きしたいと思います。

潟上市新庁舎建設基本構想の中に新庁舎の必要性について述べられているが、合併協定書あるいは新市建設計画においても新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設することとし、位置については昭和町・飯田川町住民の利便性を考慮して選定し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設するとあります。

本庁方式にして行政機能を集約し、事務の効率化を図りサービスすることができたとしても、天王町地内に建設された場合、位置は限られていると思います。交通手段などの距離的な面から考えて、果たして昭和・飯田川地域の住民の利便性を考慮した上での理由づけの説明ができるかどうか。

また、3 庁舎のうち昭和庁舎は建設後12年程度と比較的新しい建物であるだけに、現在の社会状況、経済不況、また、本市財政事情から昭和庁舎を増改築して本庁方式にし

て十分足りるのではないかとの地域住民の声は少なくないのであります。選択の1つと して検討する考えはあるか。

またもう1点は、新庁舎の拠点をどこに置くか。現在の市民の関心度が強くなっていると思います。どこに建設するにしても市民が納得できるような説明会を行っていくべきではないか。

以上の3点について答弁を求めるものであります。

次に、幼児教育の無償化についてでありますけれども、政府が過日、閣議決定した 2009年度版の少子化社会白書では、1.34と低迷する出生率について極めて低い水準で決して楽観できないと強調。我が潟上市における出生数も、ここ数年横ばいで推移している状況であり、百年に一度と言われる厳しい経済情勢の中ではあるが、子育て支援を怠ることはなく進めていくことが肝要であります。

一般的に幼稚園・保育所の費用が高いという声があります。月々の費用は子育て家庭にとって大きな負担になっており、1日も早い無償化の実現を多くの家庭が期待しておるところであります。参考までに2点申し上げます。

栃木県鹿沼市における保護者負担軽減策についてでありますけれども、鹿沼市では結婚から出産・育児、そして住宅取得までつながりのある総合的な少子化対策として、平成18年度から第3子対策事業を実施している。これは鹿沼市次世代育成支援対策行動計画策定に際して行ったアンケートで、多くの市民が「理想的な子供の数は3人だが、予定する子供の数は2人」と回答しており、この理想と現実の差を生じさせている要因の上位が経済的な理由であったため、3人以上の子育て家庭に対する支援に特に力を注ぎ、出産・育児に対する負担感、不安感を緩和することで多くの市民の理想と現実を近づけていきたいと考えたからであります。第3子対策事業は、急速に進行する少子化の流れを変え、地域社会の活力を維持し、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てにあたれる社会環境づくりを進め、次代を担う子供たちの健やかな成長を支えるために実施している事業であり、その一つの柱として保育園および幼稚園保育費の負担軽減に取り組んでおります。今後は第3子以降だけではなく第1子からの助成を充実させていくことが課題であるとし、施策として、保育所・幼稚園・認定こども園第2子の保育料を無料に。幼稚園第3子以降保育料無料化事業として認可保育所に通う第3子以降の保育料を無料に。幼稚園第3子以降子育て支援事業として市立幼稚園に通う第3子以降の保育料を無料に。幼稚園第3子以降子育て支援事業として市立幼稚園に通う第3子以降の保育料を無料に。

次に、福島県田村市における保護者負担軽減策についてでありますけれども、当市は

平成17年3月1日合併として誕生したが、弱年層の流出などによる少子高齢化への急速な進行への対策が新市としての最重要課題の一つとして取り上げられ、旧町村で策定されていた次世代育成行動計画を一歩踏み込んだ形で見直すことになった。田村市次世代育成行動計画を策定するに当たり、その結果が十分に発揮できる施策を模索した結果、子供を生み育てることに対する不安を取り除くためには子育て世帯の経済的負担を軽減することが必要であると考え、4歳児・5歳児の保育料の無料化をはじめとする諸施策が生活支援の充実の一つとして盛り込まれました。主に、市立保育園保育料等の軽減化、在宅で養育している保育者への子育て支援奨励金の検討、学童保育・預かり保育保育料の無料等、以上、市内のほぼすべての4歳児・5歳児がカバーされていると考えられるこの施策により、子育て世帯の転入、保育所入所者数の増加など一定の効果が見られ、市民から好意的に受け取られている現状であります。

さて本題に入りますけれども、少子高齢化が進み本格的な人口減少社会に突入する我が国においても、子育て支援こそ政策の根幹に置くべきであり、子供の年齢に応じた支援策をきめ細かく講じることが重要であります。

我が党は、幼稚園や保育園などの完全無償化に向けた第一歩として、就学前1年間の 幼児教育の無償化を提唱しております。

麻生総理は「日本の将来を見据え、特に幼児教育の無償化について総合的に検討する」と前向きな答弁を行っております。

子育て応援特別手当は単年度の措置だが、この実施をきっかけに幼児教育無償化への 流れが築かれることを期待するものであります。当市として無償化へ向けた取り組みは どのように考えているかお聞かせ願えればありがたいと思います。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) おはようございます。傍聴者の皆様も大変御苦労さまです。

7番佐藤恵佐雄議員の一般質問の1つめの新庁舎建設については私から答弁を致します。2つめの幼児教育の無償化については教育次長から答弁をさせます。

まず冒頭、佐藤議員からは身に余るお言葉をいただき汗顔の至りであります。今後と も一生懸命頑張ります。

さて、1つめの新庁舎の建設に係る基本的な考え方につきましては、これまで市民などによる新庁舎建設検討委員会を設置するなど様々な面から検討を重ねてきたところで

あります。

この検討結果等につきましては、これまで議員の皆様に資料の配布やご説明をさせていただきますとともに、市民の皆様に対しても市のホームページや広報などを通じて広く公表をさせていただいているところであります。

佐藤議員は昭和庁舎も選択肢の一つとしていかがとの質問であります。昭和庁舎増改築による本庁方式ということにつきましては、現在、同敷地内には商工会、土地改良区、介護予防センターなどの各事務所があり、本庁方式とした場合の来庁者分および職員分、さらには公用車分を合わせた駐車場用地の確保が困難となります。また、現在の地盤は軟弱であり、基礎工事等に莫大な事業費を要することになります。これらを総合的に勘案した結果として新庁舎を建設するべきとのご報告をいただいております。市と致しましても、この報告を真摯に受け止めて、今後検討しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

また、建設場所につきましても、地方自治法第4条第2項の規定に留意しつつ、合併 協定事項にありました昭和・飯田川地区の住民の利便性というものに十分配慮しながら 候補地の選定作業を進めたいと考えております。

なお、今後、建設候補地の選定作業に入り、今年中には議員各位ならびに市民の皆様 へ候補地を提示できるよう努めてまいります。

いずれに致しましても、基本構想にもありましたとおり新庁舎の建設事業につきましては市民一体となったまちづくりの展開というものが肝要と考えております。そのためにも、今後引き続き議員各位ならびに市民の皆様への説明・周知に十分配慮しながら本事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 鈴木教育次長。
- ○教育次長(鈴木公悦) それでは、7番佐藤恵佐雄議員の一般質問の2つめの幼児教育の無償化についてお答え申し上げます。

少子高齢化の進展や核家族化、女性の社会参加など保育を取り巻く近年の社会環境の変化に対応するため、本市においても子育て支援の施策を積極的に進めておりますが、 今後も一層力を入れてまいりたいと思っております。

さて、ご質問の幼稚園や保育所の無償化に向けた本市の取り組みについてどのように 考えているかということでありますが、国においては「幼児教育の将来の無償化につい て、歳入改革に合わせて財源、それから制度等を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る」ということを「経済財政改革の基本方針2008」で確認し、平成20年の6月27日に閣議決定をしており、それに合わせまして「国の教育振興基本計画」、それから「社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン」にも同様の記載があり、文部科学省においては今後の幼児教育の振興方策に関する研究会で調査検討を行っているところであります。

この無償化につきましては多額の財源が必要であることや、これまでの子育て支援の 施策の見直しなど大きな課題がありますので、今後の国の動向を見据えながら検討して まいりたいと存じます。

- ○議長(藤原幸作) 7番、再質問ありますか。7番。
- ○7番(佐藤恵佐雄) どうも懇切な答弁ありがとうございます。

今、市長からも庁舎建設について縷々説明がありましたけれども、いずれ私はその建設に対して反対とかそういうことではありません。まず先ほども申しましたとおり、地域住民が納得した上での形、まず説明会をすべきであろうと思っております。

それから一つは、やはり職員の皆さんの行き来したりする際のいろんな面のコストといいますか、時間的なロスとかそういうのも確かにあるんですよね、本庁方式にしないと。それはわかりますけれども、一番まず大切なことは地域住民がいかにして、利便性ということは便利、都合のよいということでありますので、利用する地域住民が不便であればこれはあまり好ましくないと思うわけであります。そういう意味では先ほども市長が言いました最良の策を練って、地域住民が納得するような形の中で建設することが望ましいのではないかと思います。

合併する前は住民アンケート、それから地域集会等々開いた上での大合併を実現した わけでございますし、やはり庁舎におきましても市の顔であります。ある意味ではシン ボル的なものになると思います。ですから市民はそれだけに関心度を高めているわけで ありますので、やはりこれは市民の方々の一人ひとりが納得した上での、全員というこ とはないでしょうけれども、そういう意味では大切なことではないかなと思います。

特に昭和庁舎であれば駅があるんですね。この周辺にはね。そして先ほど言われましたように地盤も軟弱、あるいは面積的にも狭いということもありますけれども、やはりある意味におきましてはそれらをクリアする可能性がないわけではないと思いますね。 やり方によってはですね。ですが、総合的に財政、費用がかさむこととなれば、それは それとして本庁舎方式として利便性のよい所に建設するというのは常道であろうと思いますけれども、いずれにしましてもこの大きな事業といいますかね、合併の次に大きな事業が庁舎建設でなかろうかと思いますので、その辺をひとつ重々ご理解して策に策を練っていただきたいと思っております。

それから、先ほど教育次長が話しました幼児教育については、仕事がない、収入もない、そしてさらに教育費にお金がかさむと、これが一番やはり子育て家庭にとって大変な状況だと思います。そういう意味で市の何らかの独自の施策、少しでも父兄の方々に負担を強いないようにお願いしたいという意味で質問したわけで、鹿沼市あるいは福島県の田村市におきましてもそれなりに、財政が伴うわけでありますけれども、いろんな面で頑張っている状況下にありますので、これらもひとつ参考に致しまして、今後、潟上市の未来にかける、次世代にかける子供は、この社会を担う宝でありますので、その辺を十分考えていただきまして当局におきましても頑張っていただきたいと思っております。

そういう意味では非常に難しい質問であったと思いますけれども、財政が、何せお金がないということは、大変、市の財政が逼迫しているわけでございますので、しかしながらそういうことをもう一歩踏み込んだ形の中で考えていただいて、少しでもむだを排して、まず教育にお金をかけると、これが一番の潟上市の発展につながることと思いますので、この点を宜しくお願い致したいと思います。

答弁はいりません。

- ○議長(藤原幸作) これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。 11番藤原典男議員の発言を許します。11番。
- ○11番(藤原典男) おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、そしてまた 6 月議会を準備されました職員の皆さん、本当に御苦労さまでございます。特に市長におかれましては、この 4 年間の実績が認められ無競争当選ということで、今後さらに 4 年間の市民の目線に立った行政を担うということで本当に大変御苦労だったと思いますし、是非健康に気をつけて頑張っていただきたいと思います。期待しております。

それから昨年の9月の一般質問で私が取り上げまして、その後、同僚の議員がまた一般質問しました中で、今回の行政報告にございましたけれども高齢者の非課税世帯、それから重度の障害を持っている方に対する火災報知器の設置、これについて補助になっ

たということで、該当の方から喜びの声がありましたので報告しておきます。

それから最近、職員の対応のあり方について、どの課に行っても非常にやさしいと、 びっくりしたと、これならもう安心できると数名の市民の方々からの声がありました。 これは一重にやはり市長の政治姿勢や部長・課長、そして職員の心意気のあらわれだと 思います。ご報告致します。

それでは質問項目に沿いまして3点にわたり質問致したいと思いますので、宜しくお願い致します。

1つめは、新しい要介護認定方式と今後の対応について伺います。

介護保険制度は今年4月に2000年の制度開始から10年めを迎えました。年々高くなる保険料、そして介護度に応じて支払う利用料は低所得者にとって大きな負担です。家族介護の負担は重く、1年間で14万人が家族の介護のために職場を辞めたり、老老介護の結果、悲惨な事件も起きています。介護の現場でも慢性的な人員不足と低賃金による劣悪な労働条件の改善が求められております。政府もこのことを重視し、介護現場での介護報酬の引き上げのための施策や、これまでは厳しく禁じてきた介護保険会計への一般財政への繰り入れ、1,154億円を決めました。従来の枠組みの破綻は明らかです。誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護の職場、制度へ抜本的に見直しが求められているのではないでしょうか。

政府は4月に要介護認定方式を変更しました。国会審議で明らかになったのは、介護利用が増えているため、介護保険給付費を減らすために要介護度を低くして抑制するという厚労省の内部文書が明らかになったということでございます。

新制度では、要支援2と要介護1の区分けをする役割を審査会からコンピューターに移して、要支援と要介護の比率5対5から7対3へと要支援2の割合を増やす。2つめは、審査会の統計資料を減らし、2次判定での重度変更率を下げる。3つめは、認定調査の項目を減らし判断基準を明確化するなどを課題に挙げ、これらの変更点はすべて新制度に取り入れられています。

審査委員からも、この変更についてはかなりの批判がありました。例えば、点滴だけの人の食事摂取は介護の手間がかからないから自立と判断されたりなどで、新方式での全日本民医連が試行したところ、状態が同じでも介護度が軽く判定されるため、ヘルパー週9回が3回しか利用できなくなったり、食事、排泄、入浴、掃除の援助が不足し、生活が破綻することがわかりました。介護の専門家であるケアマネージャーが、この方

にはこの程度の介護が必要だというのが一番の判断材料だと私は思います。

その後、厚労省は世論の影響もあり、経過措置として心身の状態が変わらず、認定が軽くなった場合には、利用者から申請があれば従来どおりの認定に基づくサービスを継続できるようにしました。経過措置です。同省は見直しに至った経過について「認定制度の変更に当たって、利用者と認定調査員の声を十分に聞かなかったことが不安を招いた」と説明していますが、導入直後の広範な国民の批判を受け、新制度の見直しという異例の措置となりましたが、具体的に潟上市ではこのことを踏まえ、どのように介護サービス問題を進めていこうとするのか伺いたいと思います。

実際から離れた判定では大変なことが起きると思います。既に東京練馬区やその他の都市でも「要介護認定の見直しにかかわる経過措置希望調書」という書面を準備し、申請者の意思として、介護度が軽度になった場合、従来の要介護度に戻す。従来より重くなった場合は従来のものに戻す。重度になっても軽度になっても従来の要介護度に戻すというアンケートを準備しておりますけれども、潟上市ではこのことについての実施はどうなのでしょうか。介護を必要とする方に利用料金も含め喜んで利用していただける実態に合った介護サービスの提供のために、市は介護施設と連携し、今大変な過度期と思われますが、新制度において認定の仕方のどこがどう変わったのか、これに対する介護サービスをどう進めていくのか、政府の経過措置に対する取り組みをどう進めていくのか伺いたいと思います。

2つめの質問に入ります。本市での小規模工事等契約希望者登録制度実施について伺います。

この制度は全国の自治体の23%、秋田県では13の市町村が実施しております。今、地域の経済をどうするのか、各自治体もそれぞれ模索していることと思います。特に小規模事業者の経営は厳しく、この制度を実施している各自治体においては大変喜ばれている制度です。概略は次によります。

市町村の建設工事入札参加資格審査規定に基づく資格審査、これは入札参加有資格者登録を受けていない業者の方でも少額で内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録し、市町村が発注する工事・修繕のうち小規模なものにおいて積極的に業者選定の対象とすることにより、市町村内の受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化へ寄与することを目的としております。各自治体は地方自治法に基づき独自の条例を作り、実施しております。

契約方法については、原則として複数の指名業者との見積競争により、予算の範囲内で最も低価格の見積書を提出した方と契約することとなっており、請け負った工事は自ら履行することを原則とし、一括下請け、および市が認めた場合以外の下請けはできなく、希望業者は自ら施工できる業種を記載することになっています。登録できる方は主たる事業所の住所または住民登録が当該の市町村にある方としており、登録できない方は成年後見人および非保人、破産者で復権を得ていない方、当該市町村で入札参加資格者名簿に登録されている方、希望する業種に必要な資格・免許等を有しない方、住民税・固定資産税・軽自動車税・健康保険税等を滞納している方は除外しているのが大半です。しかし、最近は税の滞納については緩和されている自治体もあります。

地域経済の活性化のためにも、中小業者にこのような小規模工事を受注・施工できる 制度を創設することも必要ではないでしょうか。当局の見解を伺いたいと思います。

秋田県内ではこの小規模工事の工事費については、大仙市、羽後町が130万円以下の工事、秋田市、大館市、能代市、男鹿市、北秋田市、にかほ市、湯沢市、横手市、美郷町が50万円以下の工事、仙北市、三種町が30万円以下の工事として実施しておりますが、当局の見解をこれについて求めるものでございます。

3つめの質問に移ります。追分青少年ホームの休日利用について伺います。

現在、追分青少年ホームは地域の文化サークル団体やスポーツ愛好家の皆さんが生きがいや健康づくりなどのために利用されており、大変有意義な施設として重宝がられております。仲間づくりや趣味、健康増進のために日曜日も利用できないものかという要望があります。これを実施するために市としても要員の配置、管理等、新たな準備が必要となるわけですが、人口密集地での施設の有効な活用は、その地域の活性化のためにも必要と思われます。日曜日も地域の方が利用できるように配慮すべきと思われますが、この件について市の見解、今後の対応を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。宜しくお願い致します。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 11番藤原典男議員の一般質問の1つめの新しい要介護認定方式と今後の対応については私から答弁を致します。2つめの本市での小規模工事等契約希望者登録制度実施については、本市の指名選定委員長である副市長が答弁を致します。3つめの追分青少年ホームの休日利用については教育次長が答弁を致します。

さて、新制度において認定の仕方のどこがどう変わったのか、これに対する介護サー

ビスおよび国の経過措置に対する取り組みをどう進めていくのかについてのご質問でありますが、今回の要介護認定等の主な見直しの内容は、調査項目の見直しと調査項目の 記載方法の変更、1次判定における要支援2と要介護1の判定方法の変更であります。

経過措置に対しては国から4月17日付で通知があり、市では介護サービス事業所の混乱や利用者の不安を防止し、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から介護保険事業所に周知すると共に、「要介護認定の方法の見直しにかかわる経過措置希望調書」を対象者本人、家族の方に内容を十分に説明し提出していただいております。

なお、この経過措置は国の検証が終了するまでの期間となっており、具体的な終了期日は明確に示されておりませんが、介護サービス利用者に対し今後とも理解と周知を図りながら介護認定事業を進めてまいります。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 鐙副市長。
- 〇副市長(鐙 利行) 11番藤原典男議員の2点め、小規模工事等契約希望者登録制度実施についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、小規模工事等契約希望者登録制度は、小規模工事等の受注を希望する事業者からの申請に基づき登録する制度であることをあらかじめご理解いただきたいと存じます。 さて、小規模工事等契約制度の趣旨については、ご質問の内容のとおり市内業者の受注機会を拡大し地域経済活性化を図るものでございます。

本市では、工事施工や業務体制を適性実施する観点から潟上市契約規則ならびに潟上市建設工事等入札制度実施要綱に基づき、指名競争入札で実施しております。

現在、建設工事等登録者数は潟上市内業者が121社あり、格付け等級別ではA級が14社、B級7社、C級17社および県格付け等級を受けていない小規模事業者でも、潟上市に主たる事業所の住所を有し、また、資格等を有している事業者を潟上市独自に「その他業者」として83社が登録されております。

先ほどご説明致しました等級別により、これまでも潟上市内登録業者で対応できる物件については、その事業内容や規模を考慮し適切に地元業者を選定するなど、市内業者における小規模事業者にも受注機会の拡大に努めてきておるところでございます。

したがって、ご指摘にある小規模工事等契約につきましては、新たに制度制定するまでもなく、現行の潟上市の入札制度は同等の内容が盛り込まれるものとなっております。

今後も地域経済活性化の推進に向け、地元登録業者の経営規模等を踏まえ適切に取組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、ご質問の中に「各自治体は地方自治法に基づき独自の条例を作り実施しております」とございましたけれども、この事実はございませんので宜しくご理解願いたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

- ○議長(藤原幸作) 鈴木教育次長。
- ○教育次長(鈴木公悦) 11番藤原典男議員の一般質問3つめの追分青少年ホーム休日利 用についてお答え致します。

勤労青少年ホームは昭和61年の開設当時は月曜日を休館日としておりましたが、平成8年に勤労青少年ホーム内に追分出張所が併設され、地域住民から出張所の職員がいる月曜日を開館していただきたいとの要望があり、平成11年4月から休館日を月曜日から日曜日に変更した経緯がございます。

藤原議員のご指摘のとおり、勤労青少年ホームは勤労青少年の福祉向上を主眼としながらも、追分地区市民にとりましては文化活動、スポーツ活動、教養活動や仲間づくり等社会教育の拠点施設であります。勤労青少年ホームの使用は平成20年度は約1万2,000人であり、年々増加の傾向が見られます。

日曜日の施設使用につきましては、勤労青少年ホーム運営委員会と協議し、また、関係部課と調整を行い、施設の有効利用等を含め検討していきたいと思っております。ご理解のほどを宜しくお願い致します。

- ○議長(藤原幸作) 11番、再質問ありますか。11番。
- ○11番(藤原典男) まず、業者の登録のことなんですけれども、条例は各自治体にないということでありましたけれども、地方自治法の第167条の2ということで、秋田市の例を取れば財務規則でそういうことを決めているということですね、上限額とか。ですから、それは条例ではないと言えばそうですけれども、財務規則でなっているといえば要綱とかそういうのはあるんじゃないかということで金額を決めているということです。

潟上市の場合には金額的にはどういうふうになっているのかということなんです。先ほどA・B・Cの業者がまずいまして、その他の業者ということで、その他の業者がお そらく対象になることと思うんですけれども、こういう条例、規則、要綱等作らなくて も今までのままでいいという話でしたけれども、これ実際に全部の潟上市の業者がわかっているのかということがまず1つは問題なんですね。わからないとなれば、やはりそういうものを公示して地域活性化のために工事を受注するということも必要ではないかなと思いますので、そこら辺についてもう一度お願いしたいと思います。

この件については、契約しようとする方についてはいろんな自治体ありますけれども、 条件として税金を滞納してないということがまずある自治体もあるんですけれども、こ のことについては滞納してても分納誓約している場合には緩和されるというところもあ るようなんですよ。そのことについてはどうなのかということを伺いたいと思います。

それから追分青少年ホームの体育館の利用、施設の利用についてなんですけれども、 運営協議会と協議するということなんですが、やはり利用している方の声がどれくらい あるのかということが大事だと思うので、利用している方へのアンケートというんです か、施設の中に「日曜日開放した場合、利用しますか」とかという簡単なアンケートを 用意して、それに基づいて運営協議会を開くとかということも私は必要なんじゃないか と。直接市民の声を聞くためのアンケートですね。それが3人、4人であれば、それは まず日曜日、それでもやらなきゃいけないということを私言いませんけれども、どれく らいの人数があるのかということをやはり住民の方から聞くと、アンケートで、そうい うことも必要だと思いますので、その点についても伺いたいと思います。

それから介護保険についてなんですけれども、昨日もNHKのテレビで8時からやっておりました。新宿の都営住宅の戸山団地、85歳の一人暮らしの痴呆のご老人の方がケアマネージャーが訪ねたときにいろいろ話をするんですけれども、「介護保険制度ってわかりますか」という問いについて「わかりません」と、はっきり言いましたね。それで家に薬はいろいろあるんですけれども、もう2か月くらい飲んでいないみたいだということも話されておりました。それから今年の1月の17日なんですけれども、やはり同じく新宿の戸山団地なんですけれども、ここはほとんど老人の高齢者の方が住んでいる団地なんですけれども、老老介護をやりましてデイサービスでおじいちゃんを週に1回、お風呂に入れるために奥さんが夕食をとらないっていうんですよね、お金を捻出するために。そういう生々しい実態。それからまた、つい数か月前なんですけれども、親の介護疲れで自殺するという元タレントの方のいろんな事例がありまして、それがテレビで大々的に介護問題がどうのこうのっていうことで問題になりましたけれども、この介護の保険制度についてはいろいろな問題があるんですね。皆さんご承知のとおり、年金が

少ない人が利用できないとか、介護度が大きくなっても必要なお金がなければ利用できないとか、それから介護施設に入りたくても施設に入居待ちの人が38万人いるとか、それからそれぞれの段階で利用の限度額がありますから、その限度額以上使えないとか、いろいろな問題がありますけれども、今回の改正についてはこのままいけば必要な介護が受けられないという状況になりますので、これ経過措置がどうなるかわかりませんけれども、市としましてもケアマネージャーさん、介護の現場がよくわかる方を中心に積極的にどうなのかと、具体的な生活事例をやはりしっかりつかみながら、今回、希望調書なんかも出しているという今お話しされましたけれども、この希望調書についても、高齢であれば何のためにこれが来たのかということがやはりよくわからないと思うんですよ。十分に説明するという話はされましたけれども。ですから市もそこら辺の説明についてはケアマネージャーさんや、また、施設の介護の方々とよく相談しながら進めていってもらいたいというふうに思います。

今、介護制度ではいろいろなことが求められておりますけれども、この点について具体的にどういうふうに進めていくのかと、ケアマネージャーさん、施設、それから市はどうかかわっていくのかということをもう一度聞きたいと思います。

それから、介護認定の際にお医者さんやいろいろな方が集まりまして調査項目について審査して、この人はどういう介護が必要だということが認められて認定されるわけですけれども、この認定調査会の中に実際に現場、具体的に言えば介護を必要としている方を知っている方が認定調査会に行かなければ、やはり正確な認定というのはできないと思うんです。そのことについては潟上市ではどういうふうに行っているのか、そのことをお伺い致したいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 伊藤高齢福祉課長。
- ○高齢福祉課長(伊藤律子) 11番の藤原議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど具体的に市の方でその介護サービスにどうかかわっていくのかというご質問がありましたけれども、まず認定は具体的な介護の手間から判断を行うということ、このことが基本とされておりますことをご理解いただきたいと思います。

盛んに今、認定の見直しで介護サービスが、介護度が下がるということを言われておりますけれども、内容が変わった点というのは先ほど市長の方からも答弁がありましたけれども、認定調査項目とか、あと調査の記載方法、これが一番大きな内容の見直しになります。そういうことで20年度までは調査を行う場合、本人の能力を総合的に勘案し

て判断をする調査ということになっておりました。この4月からの見直しでは、あくまでも原則として本人の状態を調査員がありのままに調査をする方法ということです。これは現在、目に見える内容、そして確認し得る事実という内容に基づいて調査を行うということが大きな変更となっております。

質問の中で藤原議員が今まで全介助になっていた寝たきりの方が介助なしに判定をされるということを話されておりましたけれども、調査項目によってはそういう項目が生ずる場合もございます。すべての調査項目がイコール全介助ということではありません。今まで82項目ありましたけれども74項目に変更されておりますが、その74項目の中で全介助とか一部介助とかそういうふうに3項目に調査員が選択する項目となっておりますので、その中で全介助が介助されていないという場合がありますけれども、ただ、これをもって本人が介助されていないということの結果が出るわけではございません。1次判定では認定調査員の調査をもとにして判定しますけれども、2次判定は認定審査会で判断を行います。このときに大事な資料となるのが、調査員が調査をしたときに特記事項に書かれた項目が審査会の方でそれを勘案して最終的に認定の結果を出すという形になっております。そういうことで、見直し後は調査員がこの特記事項につきまして抽象的な書き方ではなくて、何々については週何回介助を行っているとか、1時間に何回も本人を見守らなければ本人が外出してしまうとか、そういうふうに具体例を挙げて書くことになっておりますので、一概に見直しをしたから介護度が全体的に下がるということではないというふうに認識致しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから希望調書の取り方なんですけれども、やはり藤原議員さんが申されましたように今回の調査の内容をきちっとわかりやすいように説明をしないと、本人が後で不利益を被るような場合があれば大変だということで、調査員の方には私たちの方でも、課の方でも十分検討会を行って意思統一をして、調査員が調査に行きました際にご本人、あるいはご家族、あるいは立ち会ったケアマネージャーさんに内容を十分に説明をしてご理解いただいたもとで、その調査書を提出いただいております。

それから認定審査会に現場の担当者がいるかどうかというご質問でございますけれども、現在、潟上市では1市4町村で構成しております潟上市南秋田郡認定審査会というところで潟上市の方の審査を依頼しております。そこでは審査員の方が37名いらっしゃいます。約半数がお医者さんになります。残りの半分が福祉施設関係者、それから保健関係者です。保健関係者の中には看護師さんとかケアマネさんとか薬剤師さん、理学療

法士、精神保健衛生士の方がおりまして、すべて介護に携わっている専門の方々が 2 次 審査会に入っておりますので、そこで適切な判定が下されていると認識致しております。 以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 鐙副市長。
- ○副市長(鐙 利行) 11番の藤原議員の再質問にお答え申し上げます。

まず1点めの条例の関係ですけれども、先ほど167条の2と藤原議員が申し上げましたけれども、これは地方自治法じゃなくて地方自治法の施行令の方じゃないでしょうか、と思います。いずれにしても財務規則に則り県内13市町でこの登録制度を設けてますけれども、条例で設けている自治体はありませんということでございます。すべて要綱、要領で定めております。

それから2点めの業者の周知方法ですが、これにつきましては市のホームページ、それから広報等、周知媒体を可能な限り使用しまして業者登録の2年に1回、指名願と参加願というのを提出していただいております。その際に事細かく業者の方がわかりやすいようにお知らせしておるつもりでございますので、その点ご理解願いたいと存じます。

それから3点めの滞納についてでございますが、分納誓約している方については工事、 それから物品等の購入についてもそれぞれ発注しておりますので、完全に滞納している 方のみということでございます。

それから金額については、法で随意契約できる金額130万円以下ということが対象となりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 勤労青少年ホームの休日利用についてはアンケート調査を実施する べきだというご提言なんですが、私はあえてアンケートまで必要はあるかという疑問を 持っています。というのは、この名称はいやしくも「勤労青少年ホーム」というわけで すよ。それが日曜日を休んでいるということは、あるいは目的外使用に当たるのではな いかと思っています。原則として、これは日曜日は開放すべきであると、原則論です。 今、委員会もありますのでそこにかけるわけですが、アンケート調査はせっかくのあれ ですからやりますが、これが極端に少ない場合は再考慮もあるということを申し上げて おきます。
- ○議長(藤原幸作) 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番(藤原典男) 小規模工事のことなんですけれども、13市町村がやっているということなので、金額を明示してやってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。その点についてはやっているということになりますか。

例えば私どもで全国商工団体連合会というところの発行している機関誌の中では、秋田は13ということで潟上市は入っていないんですよ。ですから公にやはりそういうことをやっていますということで公表してもいいんじゃないかなと思います。

それから先ほど言いました地方自治法の施行令ということ、これは鐙副市長が言った とおり私の方が間違っていました。施行令でございました。

それから追分青少年ホームについては、市長が原則としてはやはり日曜日、働いている人に還元するのが原則としてあるということですけれども、私もアンケート結果によるものと思いますので、推移を見ながら、もし必要があれば開放していただきたいというふうに思います。

それから介護認定のことなんですけれども、これはやはり一人ひとり生きている生身の人間ですので、一人ひとり後で大変なことが起きた、こういうつもりじゃなかったというふうに細心の努力を市も、それから関係する介護施設、ケアマネージャーさん含め是非頑張って取り組んでいただけるようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 答弁必要ですか。
- ○11番(藤原典男) はい。
- ○議長(藤原幸作) 鐙副市長。
- ○副市長(鐙 利行) 11番の藤原議員の再々質問にお答え申し上げます。

要綱を設けるか設けないかという判断でございますが、潟上市の場合、コンパクトにまとまっている市でございます、ご承知のとおり。それで、この要綱を設けますと130万円以上の工事については、その130万円以下の登録業者は参加できないという制約を受けてしまいます。それで今回、潟上市としては運用上どうしても130万円以下だけにこだわる小規模の事業者の育成という形ではなくて、その人たちをもう少し伸ばしてやるような育成も一つの方策としてこの登録制度をあえて設けないということをご理解願いたいと思います。

○議長(藤原幸作) 石川市長。

○市長(石川光男) 今、11番さんの考えもわかります。副市長も答弁しました。問題は、今の経済事情の中で需要と供給のバランスがどうかと。いくら条例を制定しても、このような公共事業でも物品購入でも予算がなければ買えないんです。ここもあえて認識してほしいと。いくら条例・要綱を制定して大きい業者だ、小さい業者、零細企業でもすくい上げようとする条例を作っても、現実は予算計上で、今年のように緊急対策とかたくさんあれば、それでもまだまだあれですよ、潟上市の業者については全部行き渡りませんよ、勘定しても。だからそういうこともあえて申し上げて答弁にしたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。
- ○11番(藤原典男) どうもありがとうございました。
- ○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時04分 休憩

.....

午前11時15分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

なお、中川議員の持ち時間は60分でございますので12時15分ということになりますので、あらかじめ正午を超過した場合はご協力を賜りたいというふうにお願い申し上げたいと思います。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番(中川光博) 17番の中川でございます。

まずもって6月議会を準備いただきました行政当局の皆さんには御礼を申し上げます。 またあわせて、議会活動に傍聴という形で参加していただいています市民の皆様にも御 礼を申し上げたいと思います。

今日の私の質問は、追分地区の環境汚染問題についての市の対応はということで1つ の質問になりますので、宜しくお願い致します。

冒頭、私は東北石材建設株式会社が大量の産業廃棄物を、それも住宅居住地域までたった100メートルの地点、また、追分地区の5,000人ほどの住民が飲料水として使用している浄水場までたった680メートルの地点に土砂埋め戻し現場に搬入したことに対し、激しい憤りを覚えるとともに、あわせて東北石材建設株式会社に対し公式の場で潟上市民に対する産業廃棄物搬入の経緯の説明と陳謝することを求めます。

私は潟上市の環境問題が3月16日を境に、それまでとは全く異なる次元に置かれたこ

とを指摘したいと思います。この大量の産業廃棄物が潟上市に持ち込まれたことは、単に一事業者の問題にとどまらず、今後の潟上市の環境問題に行政はもちろん議会、市民、 そしてほかの事業者にとっても重い課題を残すことになりました。

憲法で保障されている市民の生命の安全を環境の破壊と土砂汚染・地下水の汚染からどうやって守っていくのかという根本的な課題を突きつけられました。リスクマネジメントのあり方を根本から問われることになったのです。また、海と田園と八郎潟、そして緑豊かな里山に囲まれたこの自然豊かな私たちの潟上市が、まさに寸前のところで日本有数の産業廃棄物の埋め立て場になるところでした。私たちはこのことを重く受け止め、二度と再びこのようなことのないようにしなければなりません。そのために今回の事態をしっかり総括し、未来の子供たちに対し責任を持ってこのすばらしい環境を継承していかなければなりません。

この東北石材建設株式会社の問題が顕在化して既に6か月が経過しようとしています。 私は産業廃棄物の搬入が確認された3月16日を境に、それ以前に横たわる問題と、それ 以後の早期に決着をつけなければならない問題について質問を通じ明らかにしていきた いと思います。

3月16日、追分西地区の廃土埋め立てを心配する会が自ら秋田県と潟上市に働きかけ、当日雨の中、地域住民を含む心配する会30名が、この秋田県、潟上市、東北石材建設株式会社との4者合同でこの業者の土砂採取、埋め立て事業の現場を検証したところ、搬入された建設廃土の中に大量の産業廃棄物が持ち込まれていることが判明致しました。搬入された土砂は既に10トン車2,809台、12トン車207台を含む何と3,373台の約1万8,700立方メートルの想像を絶する量が持ち込まれておりました。しかし、この量も1年間の計画の3分の1に過ぎません。

なぜ、いともたやすくこのようなことが行われたのでしょうか。潟上市、追分9町内会正副会長会議、東北石材建設株式会社の3者で交した砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書が全く機能しなかったのはなぜだったのでしょうか。また、地域の小さな住民運動である追分西地区の廃土埋め立てを心配する会が産業廃棄物の搬入実態を白日の下にさらし、環境破壊の進行や地下水の汚染を食い止めることができたのはなぜだったのでしょうか。そして、今後に残された今回の環境汚染課題に潟上市行政はどう対応していくのでしょうか。この3点について質問をしていきたいと思います。

第1点め、なぜいともたやすく産業廃棄物が持ち込まれたのでしょうか。

環境問題の大原則はリスクコミュニケーションを徹底するということです。環境汚染が懸念される場合、住民への徹底した情報公開が必要です。今回の場合、行政と追分9町内会正副会長会議と業者の3者にしか情報が行き渡りませんでした。その証拠に、心配する会が主催した3月8日の追分西北ことぶき荘、3月21日の勤労青少年ホームでの2回の事業説明会に参加した164名の追分地区住民には全くこのことが知らされていませんでした。そのために万が一の被害の重大性や水質汚染発生の確率などがないがしろにされ、土壌検査・水質検査等の検査項目が少なく、専門性が欠如したままでの確認書での合意となりました。

また、許可をした潟上市の監督行政庁としての現場への立ち入り、物件等の検査についても確認書ではうたっているものの、立ち入り体制・検査体制までは確認されず、全く手つかずのままでした。このことも産業廃棄物搬入を許した大きな要因だったのではないでしょうか。

東北石材建設株式会社による産業廃棄物の大量搬入は産業廃棄物の処理および清掃に 関する法律に違反することはもちろんのこと、大変悪質です。それとあわせて、情報が 住民に行き渡らなかったこと、専門性に欠けた確認書に終止したこと、監督行政庁とし て現場の立ち入り体制・検査体制に不備があったことも要因になっています。この3項 目についてどのように総括されるのでしょうか。伺います。

2点めです。地域の小さな住民運動である心配する会の活動が大量の産業廃棄物の搬入実態を白日の下にさらし、環境破壊への進行や地下水の汚染を食い止めることができたことに触れたいと思います。

このことは、潟上市の環境問題に大きな教訓と財産を与えてくれました。小さな住民運動であっても、一念岩をも通すの如く、土砂採取と埋め戻し事業に起因する環境破壊と地下水汚染を将来の子供たちのために阻止することに、心配する会は心血を注いだ活動を続けました。地域の環境破壊の回復と安全な命の水を守る活動ということができます。まさに潟上市環境基本条例にある「その環境を将来の世代に継承していく」ことの実践と言うことができます。その小さな市民運動は行政を動かし、4月臨時議会の市長の施政報告で明らかにされたとおり、産業廃棄物の適正処理を含む土砂等の埋め立てによる土壌の汚染・地下水の汚染防止条例を策定し、9月定例会に上程することを決意させました。

すべてのことを市民の活動だけで行うには限界があり、行政の力を引き出す方向に運

動を展開することも教えらたこととなりました。

そして何よりもこのグループの功績は、潟上市が日本で最大規模の産業廃棄物埋め立て場の汚名を寸前のところで阻止したことにあります。面積が野球場1個分の約100メートルがける100メートル、深さ11.9メートルの巨大穴の埋め立てが1年分の計画でした。それが7年から8年継続する計画が予定されていました。計画がそのまま続行されていたことを思うと空恐ろしくなります。それほど3月16日の4者合同の現場検証は重要な出来事でした。

石川市長は条例の策定を決意されましたが、この小さな住民運動をどのように評価されているのでしょうか。伺います。

また、条例の策定については行政内部での検討に加え、環境の専門家、水の専門家等も動員し多角的な角度から日本一厳しい条例を検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。伺います。また、条例の策定作業はどのあたりまで進んでいるのでしょうか。伺います。

3点めです。今後の残された環境汚染課題に速やかにどのようにして決着をつけるのでしょうか。この点について4つ伺います。

1つは、東北石材建設株式会社が秋田県と潟上市に報告した混入廃棄物の区分撤去および建設残土撤去作業はいつまでに終了するのでしょうか。また、作業手順、撤去進捗状況の確認はどのようにして行っていくのでしょうか。伺います。

2つめは、巨大穴の処理について伺います。

現在、穴は完全無防備状態で子供たちの侵入も容易にできる状況下にあります。現に 春休み、小学生が穴に入り遊んでいるところが目撃されております。 2 次災害が発生し ないための対策について伺います。

また、構造的には今後穴をどのようにしていくのでしょうか。業者は穴の処理について潟上市の指導を仰ぐことを言っていますが、いつまでに穴の処理を終えるのでしょうか。伺います。

3つめは、東北石材建設株式会社は今後の土砂採取事業について「潟上市と協議の上、 計画の内容を変更する」と報告していますが、このことは何を意味しているのでしょう か。伺います。

潟上市は3月17日に採取埋め戻し土としていた建設残土の搬入中止は勧告しましたが、 肝心の土砂採取事業については何も言っていません。潟上市が昨年20年3月5日に許可 した土砂計画認可申請書は、土砂の採取計画と埋め戻し計画が一対になった申請書です。 なぜ法に抵触し産業廃棄物を搬入した事業者について土砂採取事業の中止を勧告しない のでしょうか。伺いたいと思います。

4つめは、リスクコミュニケーションについて伺います。

この追分地区の環境汚染問題は一部新聞で何回か報道されていますが、実はいまだに 行政から追分地区住民に対して説明がありません。心配する会も何度となく行政が主催 する住民説明会を早期に開催することを求めています。行政が説明責任を果たしてこそ、 地域住民との信頼関係が醸成されるのではないでしょうか。情報には鉄則があります。 情報を出した分だけ必要な情報が必ず入るということです。いたずらに情報を遮断する ことは隘路に入りかねません。

市長が所信表明で示しているとおり、市民の声を謙虚に受け止め、市民目線、現場主義、安全・安心を行政がしっかり実践してこそ、未来に夢の持てる潟上市に成長していくのではないでしょうか。環境問題が顕在化してから既に6か月が経とうとしています。 追分地区の住民に今回の環境問題についてどのように説明責任を果たすのでしょうか。 伺います。

以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。山口産業建設部長。
- ○産業建設部長(山口義光) それでは私からご答弁申し上げます。

追分地区環境汚染問題についての市の対応に関する17番中川光博議員の一般質問の第 1点め、3点め、4点めについてお答え申し上げます。

冒頭ではありますけれども、昨日の藤原幸雄議員にご答弁致しました内容が最大の原 則でありますことをまずもってお伝えし、ご質問にお答え申し上げます。

ご質問の1点めにつきましては、中川議員が常に取り上げられているリスクコミュニケーションの考えと異なると思いますけれども、砂利採取計画が申請された当初におきまして、追分西西町内からこの問題は追分9町内に関する協議事項として取り上げるべきとのご意見をいただきました。このことをもとに追分9町内会正副会長会をはじめ関係者が半年間にわたって議論することで、砂利採取計画に伴う環境保全等に関する確認書を取り交わすに至ったものでございまして、まずはこの経緯と内容を尊重すべきと考えているものでございます。

この協議によって、確認書には水質検査および土壌調査といった砂利採取法に規定さ

れていない項目などが盛り込まれております。現に堆積している建設残土を産業廃棄物が混入している状態で土壌調査を実施しておるわけでございますので、極めて有用であったと認識しております。

そこで、情報が住民に行き渡らなかったことのご指摘がございましたけれども、追分9町内を構成する各自治会組織にはそれぞれ住民の周知と意見の集約方法を持たれていると思います。自治会役員の皆様には、そのご判断をもとに課題の解決方法、あるいは各自治会の要望・提案について半年間に及ぶ協議の中に持ち込まれたものとまず認識しているところでございます。

また、自治会によっては集会を開催し、市および企業者に説明を求められた場合もあります。このように9町内会正副会長会の意向を背景にこれまで進めてきたものでございます。

専門性に欠けた確認書に終始したとのご指摘につきましては、確認書は砂利採取法にはない土壌汚染対策法ならびに水質汚濁防止法の規定対象外となる土砂等について県外自治体の条例、あるいは事案等を参考にして盛り込んだものでございます。単に項目が少ないと捉えられまして「専門性の欠けた」と判断すべきことではないと認識しております。

また、確認書には「確認事項を含め、新たに確認すべき事由が生じたときは協議して 対応する」と記されております。このようなことからも確認書には終止せず、都度都度 の事案を協議して対応するとしたものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

現に、先般実施した調査では水質調査については14項目から26項目に変更したほか、 土壌調査においては4ブロックに5地点混合方式により実施させていただいているとこ ろでございます。

監督行政庁として現場への立ち入り体制、あるいは検査体制への不備に対するご指摘については、市ならびに秋田中央保健所がそれぞれ単独による抜き打ち的な調査を行っていったことから、両機関が一体とした体制として確立されていなかったことは事実でございます。また、建設残土の堆積現場には絶えず建設機械による盛土と造成作業が行われまして、現場そのものが変化しておりましたけれども、調査は県・市とともに目視で実施したところでございます。宜しくお願いしたいと思います。

3点めの今後残された課題、廃棄物の混入によります環境汚染問題についてどのよう に決着をつけるかということの1つめでございますけれども、撤去作業の終了について は工程表では8月31日としております。市としてはこの行程にかかわらず、速やかに排出・撤去を指導しておるところでございます。

また作業手順については、建設機械と、それから人力の作業の組み合わせによりまして分別・区分し、それぞれ搬出しております。

撤去進捗状況の確認につきましては、現在、産業廃棄物および建設用土は適宜搬出されているところの中で、搬出車両の運行によりまして搬出量の確認が随時行われております。

また、県ならびに市の方には搬出量の確認、あるいは産業廃棄物と建設用土の分別の 状況について報告がなされております。

2つめの巨大穴の処理についてお答え申し上げます。

この穴と言うよりも採取跡地の処理につきましては、市の指導によることはもちろんでございますけれども、このことに関しては県と協議することで対応することとしております。その理由としては、このたびの砂利採取計画は建設残土による埋め戻しによって採取地の処理を行うこととしておりましたことから、現状では埋め戻しができないということもありまして、埋め戻しを行うということの計画時点で県の方とも協議をしておりましたので、そのことにならい指導・助言をいただくことにしております。

なお、跡地処理については協議の結果を踏まえまして設定致しますけれども、現在実施されている搬出撤去作業と同様の工程期限を念頭に進めたいと考えております。

また、安全対策につきましては市の教育委員会等と連携しながら、児童・生徒の安全 指導を徹底してまいりたいと考えております。もちろん会社側の安全対策についても今 後協議してまいります。

3つめの砂利採取計画の内容変更についてでございますけれども、砂利、砂の採取跡地に計画していた埋め戻しが実質できないというような状況になったわけですので、この残土による埋め戻しに代わる工法を、先ほど申し上げましたとおり今後県と協議した上で最終的な変更手続きをとる予定でございます。このことについては県とも確認しておるところでございます。

法に抵触し産業廃棄物を搬入した事業者について土砂の採取事業の中止を勧告しないかとのご質問でございますけれども、砂利採取と対になった形で、埋め戻しが対になった形でまず許可をしているところでございますので、採取場の安全確保のための措置、特に心配する会がご指摘されている地下水に対する対応を図るために、現状では採取計

画は採取跡地の処理についてまだまだ貫徹してないとの判断に立って対応することと致 しております。ご理解いただきたいと思います。

4点めのリスクコミュニケーションについてのご質問でございますけれども、これまで追分9町内会正副会長会を通しまして協議してまいりました。このことを基本に最大限に重視していくことが地域の自治に最も重要であるとまず感じておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

したがいまして、今後とも計画を含めて追分9町内会正副会長会に説明・ご相談申し上げて対応を取ってまいりたいと思います。

市民の声、市民の目線につきましては、職員も等しくこれも謙虚に受け止めてまいらなければならないと感じております。自治会は地域の市民の声を市に提供し得る重要な組織でございますので、この組織を今後とも地域で大切に育てていっていただくことが 潟上市発展の原動力になると確信しておりますので、今後とも宜しくご指導、ご鞭撻を お願いしたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 17番中川議員の追分地区環境汚染問題についての2点め、市長は条例の策定を決意されましたが、住民運動をどのように評価されるのかとの質問についてお答えを致します。

まずは先の臨時議会において行政報告で述べたとおり、現在、条例制定のための作業を進めておりますが、このことと質問の要旨にある「9月定例会に上程することを決意させました」との内容は、誰が決意させたのか、何を根拠にこの表現が出てくるのか甚だ心外であります。条例制定はあくまでも私の決断であります。市民の安全・安心を守るための事の推移を見極めながら、しかるべき決断をするのが市長である私に課せられた責務であります。したがって、今回の条例制定を目指すに至っても、市長として将来に禍根を残すことのないよう早急な取り組みを指示したものであります。

さて、住民運動は地域が、あるいはお互いに意を同じくする同士が目標を定めて行動することと理解しております。しかし、互いに論じ合いながらも地域の和をもって理解し合うことが基本であると信じています。その中心が地域では自治会であり、住民運動もルールと秩序を持って行うべきと考えます。評価は、いかに和をもって行動してきたかが大きな判断材料と考えます。

次に、条例の制定に関しては行政内部の検討に加え、環境の専門家、水の専門家等も

動員し、多角的な角度から日本一の厳しい条例を検討すべきとのご質問については、私は「やるなら日本一の条例を」とかねがね発言しております。

この条例策定に当たっては、国・県などの関係機関との調整も当然必要になってまいります。いずれも専門的な立場の関係部署の協議を踏まえ、法律に照らし合わせながら 意を用いて策定に当たってまいります。

また、策定作業の状況については、素案となる条例(案)を数例に絞り検討している 段階です。今後、議会への説明の機会を持ちながら成案の策定に努めてまいります。

なお、4点めの説明会の開催についてはただいま産業部長もお答えしましたが、昨日 の6番藤原幸雄議員の一般質問に答弁したとおり、今後、追分9町内会正副会長と早速 協議したいと思います。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 17番、再質問ありますか。17番。
- ○17番(中川光博) いろいろお答えいただきましてありがとうございました。

私の方で2つ、まず確認をさせていただきたいと思いますけれども、この3月16日の以前と以後という表現を私も使いましたけれども、3月16日を起点に本当に大きく我々自身も変わってしまったということをやはり認識しなければならないのではないかなと。私は過ぎたことをどうのこうの言うつもりは全くありません。ただ、私さっきからリスクコミュニケーションという言い方をしてますけれども、市民の生命あるいは財産のリスクというのは今回の環境問題に全く限りません。例えば食の安全、あるいは健康の安全等々についても今後いろんな市民の安全のためのリスクというのは想定されます。今回のこういう環境汚染についてのリスクについて、そのあたりのシステムがきっちり私たちの潟上市行政、これは議会ももちろん含めてですけれども、ちゃんと作り上げることがまず一つ今回のこの環境汚染についての勉強ではないかなと私個人としては認識をしております。そのために、まず16日以前になぜ産廃が持ち込まれたかということの総括をまずきっちりしないことには次に進めないのではないかな、こういうことでお尋ねしたわけであります。

先ほど山口部長の方から説明がありましたが、個人的に山口部長の対応には本当に頭が下がる思いが致します。本当に市民の方に真摯に対応していることについては敬意を表したいと思います。

先ほどのお答えの中に、なぜ産業廃棄物が持ち込まれたのか。これ持ち込んだのはい

ろんな業者が現場に持ち込んだわけですけれども、なぜ持ち込まれたかという総括を簡単にもう一度お聞きしたいと思います。なぜ持ち込まれたのか。私はさっき3点お話ししましたけれども、私としては情報がやはり行き渡らなかったと、専門性に欠けていた、あるいは検査体制にも不備があったのではないかなということで私は思っているわけですけれども、もう一度、この点についてどう思っているかということをお答えいただければありがたいのかなと。

そういうことをしっかりわきまえた上で、やはり私たちは今後の潟上市の行政として、 あるいは我々議会としてもきっちりシステムとしてそういうことを今後リスクが発生し た場合にきっちりと対応、速やかに対応していくことが必要なのではないかなというこ とを申し上げたいと思っております。それが再質問の1つめです。

2つめですけれども、やはり3月16日以降、この残っている課題を、簡単に言うと、 どうやって決着をつけるかと、これも速やかに決着をつけるかと、こういうことがまた 本当に地域の住民にとりましては一番大切なことだと思っております。

その中でお尋ねしたいことは、お答えの中に新しいお話もしていただきましたので大 変ありがたく思うわけですけれども、住民の説明会のことですが、このあたりは私とか なり見解が違いますのでもう一度重ねてお尋ねしたいと思いますけれども、町内会とい いますか自治会といいますか、これと連携を取るというのは、これはもう当たり前のこ とだと思います。まさにおっしゃるとおりで今後ともそういう方向づけでいいと思いま すけれども、このリスクに関して、これは普通のことと違います。さっきも私の質問の 中に「憲法で保障された」という言葉を使いましたけれども、この憲法で保障されてい る市民の安全・安心、住民の安全・安心にかかわるリスクについて、これを町内会に投 げかけて委託させていいものかどうか。このあたりの判断が私と全く違います。やはり こういうリスクにかかわる情報伝達については、その自治会とか町内会を委託してその 住民にコミュニケーションするんではなくて、やはり直接のチャンネルでしっかり住民 にいち早く知らせるべきことだと私は考えております。これ、リスクでないことについ てはおっしゃるとおりで全く構わないと思いますけれども、こういう産業廃棄物が持ち 込まれ地下水・土壌汚染、地下水の汚染が心配される事項とか、あるいは将来にわたっ てそのリスクが発生することについては、やはり行政がリーダーシップを取って速やか に市民と直接のチャンネルを持つ。今回本当に心配しているのは、既にこの巨大穴が発 見されてからほぼ6か月ほどと言いましたけれども、既に6か月経ってます。その間に

本当にいろんな経過はそれぞれしてきましたけれども、この時点で本当に何が一番大切かというと、やはりリスクに対するそういう認識、直接住民とチャンネルを持って説明することではないのかなと、私はそのように考えています。

参考までに、実は私の手元に神奈川県の自治体のリスクコミュニケーションという報 告書がありますけれども、これは2001年の3月ですのでかなり前の報告書ですけれども、 これは行政がどうやって住民を守るかと、これは環境に限らず安全・環境・健康等に テーマが行き渡ってますけれども、実にこの報告書は体系的に具体的に住民にどう向き 合うかと、こういうリスクの場面でどう向き合うかという実にわかりやすい報告書に なっています。ページは155ページありますけれども。この中の一つちょっと引用させ ていただきながら私の真意をお伝えしたいと思うんですが、この中に自治体のリスクコ ミュニケーションの中の4つの義務ということがうたわれています。これは4つの義務 と権利ということで、送り手、受け手ということで送り手が義務、受け手が権利という ことになるんですが、この中に1つめ、送り手、これは行政とかあるいは汚染を喚起し た事業者ということですけれども、勝手に判断して情報伝達の適否を決めてはいけない。 2つめ、市民が選択できるように情報を伝える。3つめ、市民が求めれば情報を与えな ければならない。4つめ、リスクの適否を判断するのは市民自身であり、行政は情報を 与えなければならないということが、この自治体のリスクコミュニケーションの最も根 幹にある理念、考え方として示されています。私はまさにリスクに関することはやはり 住民と直接のチャンネルを持って、いち早くその対応をしていただきたいということで ございます。

先ほど9町内会ともう一度打ち合わせしながら、いつその説明会を開くか検討したいということですが、それでももちろん構いませんけれども、私はやはりリーダーシップを発揮して何か所、1か所でもいい、何か所でもいいですし、やはりすぐ開いていただきたい。今のお答えにも「早く9町内会と相談して開きたい」というお答えでしたけれども、いつまで開くのかそのスケジュールを、やはり6月中に絶対開くとか、あるいは7月中に開くとか、8月中に開くとか、9月中に開くとか、それはいつでもいち早い方がもちろん住民が安心するわけですので、そのあたりのスケジュールをやはりきっちり明示していただきたいなということです。

あともう一つ、3つめですけれども、条例あるいは心配する会の小さな住民運動への 評価ということで市長の方からご答弁がありました。私率直な気持ちで大変いい答弁を いただいたと思っております。このことについてはありがたく思います。

さらに、この条例についても本当に将来に禍根の残さないようにしていきたいという ことですので、本当にありがたいことだと思います。これもいち早く、もうとにかく早 目に進めていただきたいなと、こういうことです。

1つめと2つめについて再度答弁を求めます。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 17番中川議員の再質問にお答えします。

1点めの3月16日以前と以後の総括せよということですが、今回で反省すべきものは 反省し、それによって勉強になったこともあるし、参考になったこともあると。これを 踏まえて今後この行政を進めていくということでございます。

それから2点めの説明会の件ですが、決してリスクを追分9町内会に委託するということは決してありません。誤解のないように言いますが。窓口を例えば追分、市民は何千人とおりますが、追分9町内会を窓口とするということでございます。これは一人ひとりの住民を相手にやると大変ですから、やはりそのためにも自治会があるということをご理解願いたいと。

いつまでにやるかと、このスケジュールですが、今これから私どもも結構スケジュールがありますので、今後そのスケジュールをにらみながら、それから9町内会とよく相談しながら、さらには追分地区の住民の都合も参酌しながらやっていきたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 17番、再々質問ありますか。17番。
- ○17番(中川光博) ありがとうございます。

もう一つだけ、実は3月16日以前に私決定的なミスがあったのではないかと思ったことは、やはり情報がきっちり住民に行き渡らなかったっていうことが大きなミスではなかったのかなと。これはもちろん行政だけの責任ではありません。我々議会も等しくそういうことをいち早くキャッチし、同じように考えていかなければいけない立場だと思っております。この3月16日以前のそういう情報がきっちり伝わらなかったっていうそのことを、また3月16日以降にも同じシステムをなぜ使おうとするのか、私はここが本当に1点疑問なわけです。今市長の方から、そうは言っても直接5,000人に働きかけるわけにいかないのでやはり自治会を経由して多くの市民に伝えたいということでしょうけれども、もう一度私の方からこのリスクに関する情報については自治会を経由しないで一気にワンコネクションで住民に直接働きかける手法を是非作り上げるべきではな

いかなと。そういうシステムを持たないことには、そのリスクが発生した場合の地域住民の安全・安心を守るということには十分対応できないのではないかなと。市長のおっしゃることもよくわかります。ただ今回のこういうリスクに関する情報伝達については、やはり行政がリーダーシップを持って働きかけるようであればもういろんな方法があると思います。ありとあらゆる方法があるわけですので、やるかやらないか、そういうことではないのかなという気がしてならないのですが、くどくて大変申しわけないんですが、私が一番お話ししたいことはそこですので、もう一度その点にお答えをいただければと思います。宜しくお願い致します。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 再々質問にお答えします。

情報ミスがあったということについては昨日の6月の藤原議員からもご指摘がありました。答えました。今、中川議員の5,000人に対する説明会、直接このインパクトにやる方法がいろいろあると。私は今ここでは方法とか手法を思いつきません。後で中川議員からご指導を受けます。宜しくお願いします。

以上で、一般質問は全て終了致しました。 本日の日程はこれで全部終了しました。よって本日はこれで散会致します。 なお、15日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。 どうも御苦労さまでございました。

○議長(藤原幸作) これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

午前11時57分 散会